

高齢者の方に対する税法上の障害者控除について

精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、市が定める基準に該当する方は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）をお持ちでなくても、税法上の「障害者控除」を受けることができます。

ただし、市が発行する認定書が必要となりますので、介護福祉課 高齢福祉係まで申請手续にお越しください。（※基準を満たさない場合は、認定書を発行できない場合があります。）

◇**対象者** 市に在住する65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。

◆障害者手帳に準ずる障害をお持ちの方

◆食事・排泄等の日常生活に何らかの介護が必要な方

※「特別障害者」に該当する障害者手帳（身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）をお持ちの方は、申請不要です。

※「特別障害者」に該当しない障害者手帳をお持ちの方でも、市の認定書により「特別障害者」の控除を受けられる場合があります。

◇**障害者控除額** （所得から控除される金額）

控除区分	所得税（国税）	住民税（市・県民税）
障 害 者	27万円	26万円
特別障害者	40万円 ★同居加算35万円あり	30万円 ★同居加算23万円あり



◇**申請に必要なもの**

①介護保険被保険者証 ②申請者の印鑑 ③申請者の本人確認できるもの

※認定書は、約1週間後に送付します。

※「障害者控除」を受ける場合には、毎年申請していただく必要があります。

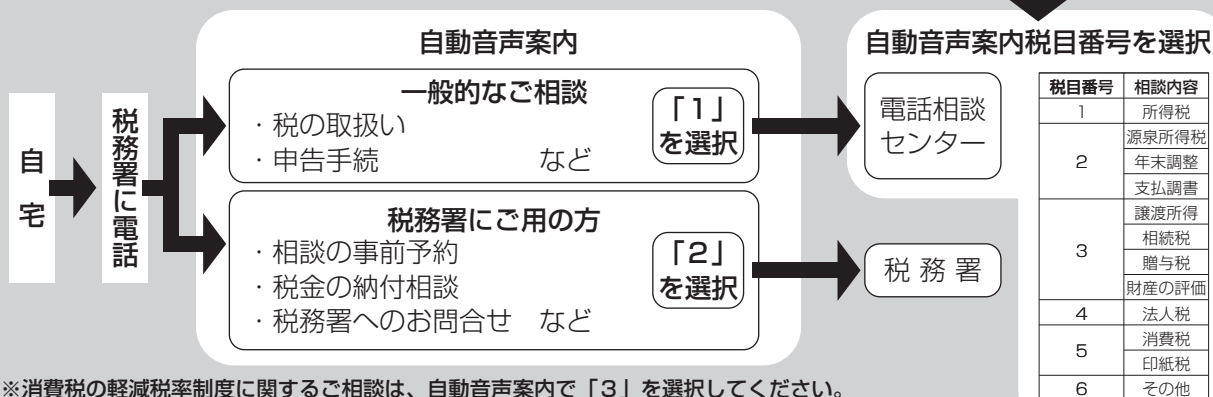
◇**申し込み・問い合わせ** 介護福祉課 高齢福祉係 ☎0738-23-5851

御坊税務署からのお知らせ～電話相談センターの利用について～

電話相談センターでは、自宅の電話から予約不要で、所得税や法人税、相続税、贈与税等の国税に関する一般的な相談に、税の専門家が回答します。ぜひご利用ください。

なお、御坊税務署では、入り口すぐに電話相談センター直通の電話相談ブースを開設しています。

税務署電話相談ブース



※消費税の軽減税率制度に関するご相談は、自動音声案内で「3」を選択してください。

※納税の猶予制度に関するご相談は、自動音声案内で「4」を選択してください。

◇**問い合わせ** 御坊税務署 ☎0738-22-0695（代表）